

付 議 第 7 号

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
に係る意見聴取に関する議案

平成 28 年 2 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、利用者からの要望等を踏まえ、高知県立武道館分館（弓道場）について、学生以外の個人による1月単位の利用を認めることとし、その利用料金の基準額及び使用料の額を設定しようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 武道その他のスポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する施設として、高知県立武道館（以下「武道館」という。）を高知市に設置する。

2 武道館は、本館及び分館（弓道場）をもって構成する。

（利用料金の納付）

第7条 利用者は、第9条の規定により定められた武道館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

（利用料金の承認）

第9条 利用料金の額は、別表第2に定める利用料金の基準額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この条において「税込み基準額」という。）に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

（使用料）

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 武道その他のスポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する施設として、高知県立武道館（以下「武道館」という。）を高知市に設置する。

2 武道館は、本館及び分館（弓道場）をもって構成する。

（利用料金の納付）

第7条 利用者は、第9条の規定により定められた武道館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

（利用料金の承認）

第9条 利用料金の額は、別表第2に定める利用料金の基準額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この条において「税込み基準額」という。）に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

（使用料）

第12条 武道館の管理を指定管理者が行うことができない場合は、第7条の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納付しなければならない。

2 使用料の額は、別表第2に定める利用料金の基準額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）と同額とし、同表備考の規定の適用については、同表備考（備考6及び備考7を除く。）中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする。

3 略

別表第2（第9条、第12条関係）

1 本館に係る利用料金の基準額

表 略

2 分館（弓道場）に係る利用料金の基準額

区分		利用料金の基準額					
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前8時30分から午後9時まで	延長1時間につき
団体利用	学生	680円	730円	390円	390円	1,720円	210円
	一般	1,370円	1,480円	730円	730円	3,570円	500円
個人利用	学生	—	—	—	—	50円	—

第12条 武道館の管理を指定管理者が行うことができない場合は、第7条の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納付しなければならない。

2 使用料の額は、別表第2に定める利用料金の基準額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）と同額とし、同表備考の規定の適用については、同表備考（備考6を除く。）中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする。

3 略

別表第2（第9条、第12条関係）

1 本館に係る利用料金の基準額

表 略

2 分館（弓道場）に係る利用料金の基準額

区分		利用料金の基準額					
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前8時30分から午後9時まで	延長1時間につき
団体利用	学生	680円	730円	390円	390円	1,720円	210円
	一般	1,370円	1,480円	730円	730円	3,570円	500円
個人利用	学生	—	—	—	—	50円	—

		一般	-	-	-	-	190円	-
附属設備	拡声装置	390円	390円	210円	210円	1,030円	110円	

- 備考 1 この表において、「入場料」とは入場料、会費、会場整理費その他の名称にかかわらず、利用者が本館の試合場に入場する者から徴収する対価を、「学生」とは幼稚園児、小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに準ずる者を、「一般」とは学生以外の者をいう。
- 2 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該許可施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に機材等を保管するだけのために利用するその間の午後9時（休日にあつては、午後5時）から翌日の午前8時30分までの時間は、含まないものとする。
- 3 利用料金の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 4 寒げい古等で許可施設を時間外に利用する場合の利用料金の額は、この表の当該利用の区分に係る延長1時間当たりの利用料金の額に利用時間を乗じて得た額とする。
- 5 略
- 6 個人の学生の本館の試合場及び練習場並びに分館（弓道場）の1月単位の利用（学生である個人が1月単位で本館の試合場及び練習場を単**独若しくは併用**で又は分館（弓道

		一般	-	-	-	-	190円	-
附属設備	拡声装置	390円	390円	210円	210円	1,030円	110円	

- 備考 1 この表において、「入場料」とは入場料、会費、会場整理費その他の名称にかかわらず、利用者が本館の試合場に入場する者から徴収する対価を、「学生」とは幼稚園児、小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに準ずる者を、「一般」とは学生以外の者をいう。
- 2 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該許可施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に機材等を保管するだけのために利用するその間の午後9時（休日にあつては、午後5時）から翌日の午前8時30分までの時間は、含まないものとする。
- 3 利用料金の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 4 寒げい古等で許可施設を時間外に利用する場合の利用料金の額は、この表の当該利用の区分に係る延長1時間当たりの利用料金の額に利用時間を乗じて得た額とする。
- 5 略
- 6 個人の学生の本館の試合場及び練習場並びに分館（弓道場）の1月単位の利用（学生である個人が1月単位で本館の試合場及び練習場を単**独又は併用**で又は分館（弓道場

場)を利用することをいい、当該利用を開始する日又は終了する日が月の途中である場合におけるその月も1月とする。)に係る利用料金の基準額は、この表の規定にかかわらず、1人1月につき260円とする。

7 個人の一般の分館(弓道場)の1月単位の利用(一般である個人が1月単位で分館(弓道場)を利用することをいい、当該利用を開始する日又は終了する日が月の途中である場合におけるその月も1月とする。)に係る利用料金の基準額は、この表の規定にかかわらず、1人1月につき980円とする。

を利用することをいい、当該利用を開始する日又は終了する日が月の途中である場合におけるその月も1月とする。)に係る利用料金の基準額は、この表の規定にかかわらず、1人1月につき260円とする。

県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正における利用料金の算定の基礎

1 現行の利用料金

		武道館分館(弓道場)	武道館	弓道場
学 生	1日	50円 (50円)	50円(50円)	150円 (160円)
	1月	260円 (280円)	260円(280円)	900円 (970円)
一 般	1日	190円 (200円)	190円(200円)	300円 (320円)
	1月			1,800円(1,940円)

※ … (〇〇円)は消費税(8%)込の利用料金で、10円未満は切り捨てとなっている

2 改正案

- ・ 武道館分館(弓道場)と同様の射場を有する弓道場において、1月の利用料金は、学生、一般ともに1日の利用料金の6.0倍となっている
- ・ 一方、武道館分館(弓道場)においては、学生の1月の利用料金は、1日の利用料金の5.2倍となっていることから、新たに設ける一般の1月の利用料金は、一般の1日の利用料金の5.2倍とする(下表参照)

		武道館分館(弓道場)	武道館	弓道場
学 生	1日	$\times 5.2$ ↓ 50円 (50円)	$\times 5.2$ ↓ 50円(50円)	$\times 6.0$ ↓ 150円 (160円)
	1月	↓ 260円 (280円)	↓ 260円(280円)	↓ 900円 (970円)
一 般	1日	$\times 5.2$ ↓ 190円 (200円)	190円(200円)	$\times 6.0$ ↓ 300円 (320円)
	1月	↓ 980円(1,050円)		↓ 1,800円(1,940円)

※ … 新利用料金は10円未満を切り捨てとした

県立武道館の設管条例の一部改正（武道館分館（弓道場）での弓道の1ヶ月券の導入）

1 改正の目的

- ・ 弓道場では減免を除く一般の方の利用者のうち8割超の方が1月単位の利用に係る利用料金（以下、「1ヶ月券」という。）を利用しており、1ヶ月券に高い需要が見込まれる
- ・ 武道館分館（弓道場）は、平成28年度の耐震改修等工事（28年8月～29年2月末）にあわせて射場の床の塗替えも行い、安心快適な競技環境が実現
- ・ 弓道場は、29年7月から12月末まで吊り天井脱落対策工事のため、休館
- ・ こうした状況を踏まえ、1ヶ月券を導入することによって、利便性を高め、武道館分館（弓道場）の利用を促進する

2 現状および課題

武道館分館（弓道場）及び弓道場の利用者の内訳

単位：人

		合計	学生	一般		
				1ヶ月券	1日券	減免
H24	武道館分館（弓道場）（A）	18,239	13,241	4,998	2,733	2,265
	弓道場（B）	-	-	-	-	-
	合計（C）	18,239	13,241	4,998	2,733	2,265
H26	武道館分館（弓道場）（D）	16,770	13,472	3,298	1,674	1,624
	弓道場（E）	6,494	1,710	4,784	2,814	649
	合計（F）	23,264	15,182	8,082	2,814	2,323
増減	(F) - (C)	5,025	1,941	3,084	2,814	△ 410
						680

- ・ 25年7月の弓道場の開館に伴い利用者数は増加しており、指定管理者主催の弓道教室による初心者の取り込みや1ヶ月券の導入が貢献

弓道場の1ヶ月券の件数と利用者数（H26年度）

学生			一般			合計		
件数	利用者数	平均回数	件数	利用者数	平均回数	件数	利用者数	平均回数
133	1,010	8	265	2,814	11	398	3,824	10

- ・ 1ヶ月券は、6回の利用額と同額だが、それ以上の利用があり、利用の増、負担軽減に貢献

各施設の1ヶ月券等の利用状況（H26年度）

	学生			一般			
	1ヶ月券	1日券	計	有料			減免
				1ヶ月券	1日券	計	
武道館分館（弓道場）	13,302	170	13,472		1,674	1,674	1,624
弓道場	1,010	700	1,710	2,814	649	3,463	1,321

- ・ 弓道場では、減免を除く一般の利用者3,463人のうち81%2,814人が1ヶ月券を利用

3 期待される効果

- ・ 28年度の武道館分館（弓道場）のリニューアル効果と相まって、利用者数が増加する
- ・ 競技者は、自分に適した練習環境を選択することができ、競技力の向上に貢献
- ・ 昼休みに利用するなど気軽な利用形態も可能となり、生涯スポーツにも貢献